龍ケ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年9月26日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

龍ケ崎市条例第34号

龍ケ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 龍ケ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年龍ケ崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(介護休暇)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えな

い範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務

しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改正後

2省略3省略第17条省略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例(平成20年龍ケ崎市条例第4号)第17条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とするの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改正前

 2
 省
 略

 3
 省
 略

 第17条
 省
 略

出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい て「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるため の措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」とい う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定による申 出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に 起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する 事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において 「対象職員」という。)に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げ る措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい て「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるため の措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認する ための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象 職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項 に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認し た事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認 等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする | 第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要と

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確 認等)

状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護と の両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立 支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支 援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他 の措置を講じなければならない。

略 第17条の4 省 略 略 第18条

する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と 介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において 「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、 介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」 という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置 を講じなければならない。

略 第17条の3 省 略 省 第18条 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の龍ケ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以 後は、同項の規定により講じられたものとみなす。